

交	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

交 規 第 3 2 5 6 号
令 和 8 年 3 月 1 3 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

交通規制実施要領の制定について

この度、交通規制に関する事務を適正かつ効率的に行うため、交通規制実施要領を別添のとおり制定し、令和8年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

担当 交通規制課 規制第一係

別添

交通規制実施要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。法に基づき委任された者を含む。）が行う交通規制に関する事務を適正かつ効率的に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 警察署等

警察署及び高速道路交通警察隊をいう。

2 警察署長等

警察署等の長をいう。

3 管内

警察署にあつては、各警察署の管轄区域内をいい、高速道路交通警察隊にあつては、管轄する高速自動車国道及び自動車専用道路をいう。

4 交通規制の新設等

公安委員会の交通規制の新設、変更又は解除をいう。

5 警察署長等の交通規制

警察署長の交通規制にあつては、法第5条第1項及び青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づいて行う交通規制をいい、高速道路交通警察隊長の交通規制にあつては、法第114条の3及び規則第6条の規定に基づいて行う交通規制をいう。

6 交通規制管理システム

法第4条の規定に基づき、公安委員会が意思決定を行った交通規制の内容に係る情報や、公安委員会が設置する信号機、道路標識及び道路標示に関する情報を管理し、交通規制上申、道路標識工事及び道路標示工事発注に係る情報を登録・出力するシステムをいう。

7 信号機設置の指針

警察庁が定める、法第4条第1項の規定に基づいて、公安委員会が信号機を設置し、及び撤去する場合の一般的事項をいう。

8 交通規制基準

警察庁が定める、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の規定に基づいて道路標識及び道路標示を設置し、及び管理して交通規制を行う場合に必要な一般的基準をいう。

第3 交通規制の事務手続き

1 基本的留意事項

交通規制の実施に当たっては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止する必要があると認めた場合に、信号機設置の指針及び交通規制基準に準拠して慎重な検討を行い、交通規制が合理的かつ適正なものとなるようにしなければならない。

2 公安委員会の交通規制

(1) 交通規制課長の事務手続き

ア 調査

交通規制課長は、警察署長から交通規制の新設等の上申があった場合、当該交通規制の新設等に必要な現場調査や資料の収集を行うこと。

イ 審査等

交通規制課長は、警察署長から上申された交通規制について、妥当性、予測される効果について総合的に検討し、その結果、交通規制の新設等の必要性を認めるときは、公安委員会の交通規制を実施する手続きを行うこと。

なお、交通規制課長は、上申された交通規制の新設等の必要性について疑義が生じた場合は、必要に応じて警察署長に対し追加調査を指示するとともに、その調査結果を踏まえ、当該交通規制の新設等について、再審査すること。

ウ 高速道路交通警察隊長との協議

高速道路交通警察隊の管内における公安委員会の交通規制については、交通規制課長と高速道路交通警察隊長が協議すること。

エ 交通規制台帳への登載

交通規制課長は、公安委員会の交通規制を実施する決定を行った場合は、速やかに交通規制台帳に登載すること。

オ 通知

交通規制課長は、公安委員会の交通規制を実施する決定を行った場合は、交通機動隊及び警察署長等に対し通知するとともに、必要に応じ、適切な広報を行うこと。

(2) 警察署長の事務手続き

ア 調査

警察署長は、管内において交通規制の新設等の必要性を認めるときは、道路及び交通の状況、交通事故の発生状況、その他必要な事項について調査をすること。

イ 意見調整

警察署長は、管内において交通規制の新設等の必要性を認めるときは、事前に道路管理者や町内会等と意見調整を行うこと。

なお、交通規制の新設等に当たっては、道路管理者や町内会等からの明確な同意を得ることができないという理由のみによって安易に断念するものではなく、交通管理上必要であると認められる場合には、必要な説明は尽くした上で、積極的に交通規制の新設等について検討すること。

ウ 関係警察署間の協議

警察署長等は、交通規制の新設等の必要が認められる区域、区間又は場所が隣接の警察署等の管内に及ぶときは、その隣接警察署等と協議すること。

エ 上申

警察署長は、公安委員会の交通規制を上申しようとするときは、交通規制管理システムにより、

- 報告書（「交通規制の上申について」）
- 上申書リスト
- 交通規制上申書

を作成の上、交通規制課長を経て警察本部長に上申すること。

また、上申に当たっては改めて次の点を確認すること。

- 交通規制の新設等の必要がある
- 地域と合意形成済みである
- 規制の場所・住所及び区間・距離は適正である
- 区画線標示や歩道の切り下げ等について、道路管理者と調整済みである
- 設置場所の土地及び電柱等の管理者の借用許可を得ている

3 警察署長等の交通規制

(1) 警察署長等の交通規制の種別等

警察署長等は、令第3条の2第1項に規定する

- 通行禁止（法第8条第1項）
- 歩行者用道路（法第9条）
- 歩行者横断禁止（法第13条第2項）
- 最高速度（法第22条）
- 車両横断禁止・転回禁止（法第25条の2第2項）
- 追越し禁止（法第30条）
- 徐行（法第42条）
- 一時停止（法第43条）
- 駐停車禁止（法第44条第1項）
- 駐車禁止（法第45条第1項又は第2項）
- 高齢運転者等標章自動車停車可又は駐車可（法第45条の2第1項）
- 停車可又は駐車可（法第46条）
- 停車又は駐車の方法の指定（法第48条）

の交通規制について、適用期間が1か月を超えない（連続して1か月以内）範囲で交通規制を行うことができる。

なお、警察署長等の交通規制は、公安委員会の交通規制が行われていない場合、又は公安委員会の交通規制が行われている場合に更に異なる交通規制を行う場合に限られ、公安委員会の交通規制を警察署長等が解除することはできないことに留意すること。

(2) 実施上の留意事項

ア 交通規制の期間が1か月を超える場合

交通規制の期間が1か月を超える場合は、更新を行わないこととし、期間が1か月を超えることが予想される場合は、公安委員会の交通規制を検討すること。

イ 交通規制が複数の警察署等にわたる場合

交通規制が複数の警察署等の管内にわたる場合の意思決定については、警察署等ごとに行い、道路標識の設置及び撤去の日時が異なることのないよう、関係する警察署等と十分協議をすること。

ウ 道路管理者への意見照会

法第110条の2第3項の規定に基づく道路管理者への意見照会は、事前に「道路交通法に基づく意見照会について」（様式第1号）を用いて行うこと。ただし、連絡会議等により事前の協議がなされ照会の必要がないときは、照会手続きを省略することができるものとし、その旨を「警察署（隊）長権限による交通規制の実施について」（様式第2号）に記載すること。

エ 道路管理者への意見照会ができない場合の通知

警察署長等の交通規制を行う場合において、急を要し、道路管理者へ文書による照会手続きを取るいとまのない場合は、交通規制の実施後、速やかに当該道路管理者へ通知すること。

なお、事前の文書照会ができない場合であっても可能な限り、事前に電話協議等を行うこと。

オ 交通規制終了後の措置

交通規制終了後、当該交通規制に係る道路標識を放置した場合、交通取締りや交通事故捜査等に重大な支障を与えることになるので、速やかに撤去すること。

(3) 事前相談

警察署長等の交通規制のうち、新規又は特異な交通規制を実施する場合は、事前にその内容を交通規制課に報告し、規制内容、区間、時間等について相談すること。

(4) 報告

警察署長等の交通規制を実施するに当たっては、規制開始7日前までに、

- 「警察署（隊）長権限による交通規制の実施について」（様式第2号）
- 「交通規制意思決定書」（様式第3号又は第4号）
- 交通規制の区間又は地点及び標識設置状況を記載した図面
- 意見照会に対する道路管理者からの回答書（様式は問わない。）の写し又は特定の交通規制の実施に当たり、第3の3(2)ウに係る必要な行政手続き（意見照会した事実）を履行したことを担保する書類の写し
- その他必要な書類

交通規制を行うに至った経緯、必要性に関する書類（道路使用許可証、会議録等の写し等）

により交通規制課を経て警察本部長に報告すること。また、急を要する場合は、事前に電話連絡の上、電子データで報告すること。ただし、高速道路交通警察隊長が行う可変標識による交通規制は、報告を要しない。

(5) 文書の保存年限

警察署長等の交通規制に関する文書の保存期限については、次のとおりとする。

ア 1年保存とする文書

警察署等の管内において、慣習的に警察署長等による交通規制を実施している
小規模な宵宮、夏祭り等の祭礼、イベント等に係る交通規制原議書

イ 5年保存とする文書

新規又は大規模な交通対策を伴う祭礼、イベント等に係る交通規制原議書

第4 その他

1 交通規制の効果検証と見直し

公安委員会の交通規制実施後においては、交通流・量の変化、交通事故の発生状況、
他の地域路線への影響を確認し、機会ある毎に交通規制の効果検証を行うこと。

その結果、交通規制が現状に合わなくなった場合は、道路利用者の立場で分かりや
すく守られるものとなるよう速やかに見直しを行うこと。

2 交通規制に関する要望等の適切な取扱い

交通規制に関する要望等を受理した際は、現地調査を行い、その必要性、緊急性、
波及性のみならず、他の代替対策の有無についても検討した上で、適切に対応するこ
と。

様式第2号

交	00	11	年
(年 月末まで保存)			
		第	号
年	月	日	

青森県警察本部長 殿

警察署(隊)長

警察署(隊)長権限による交通規制の実施について
標記について、下記のとおり、警察署(隊)長権限による交通規制を実施するので報告
する。

記

- 1 交通規制の種別
- 2 交通規制の必要性
- 3 道路管理者への意見照会結果
- 4 添付書類
 - 交通規制意思決定書
 - 交通規制図
 - 道路管理者からの回答書の写し等
 - 交通規制の必要性に関する書類（道路使用許可証、会議録等の写し）

【担当】 警察署(隊)
(警電 ー)

交	00	11	年
(年 月末まで保存)			
		第	号
年	月	日	

青森県警察本部長 殿

警察署(隊)長

警察署(隊)長権限による交通規制の実施について
標記について、下記のとおり、警察署(隊)長権限による交通規制を実施するので報告
する。

記

- 1 交通規制の種別
車両通行止め
- 2 交通規制の必要性
〇〇マラソン開催に伴う関係者や観覧者等の交通の安全と円滑を図るため
- 3 道路管理者への意見照会結果
支障なし
- 4 添付書類
 - 交通規制意思決定書
 - 交通規制図
 - 道路管理者からの回答書の写し等
 - 交通規制の必要性に関する書類（道路使用許可証、会議録等の写し）

【担当】 警察署(隊)
(警電 -)

